

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス利用(単価契約)	26 OA機器	(株)オプテージ	6,370,320円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (競争入札に付することが不利と認められるとき)	G28	
2	GPSデータカード令和7年度改訂版ほか一式 買入	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン(株)	1,676,400円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
3	ヘリコプター「なにわ」2000時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン(株)	43,662,475円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	W2	該当
4	東淀川消防署昇降機昇降路前防火戸修理	21 建設用機器	三和シャッター工業株式会社	1,023,000円	令和7年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
5	空気呼吸器用面体 買入	59 消防・防災用品	真弓興業株式会社	7,150,550円	令和7年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス利用（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

「令和7年度大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス利用」については、小規模事業所（以下「区分2庁舎」という。）において庁内情報ネットワーク利用するための通信サービス（回線）である。

本通信サービスは各局等の区分2庁舎での庁内情報ネットワークを利用した業務に必要不可欠であり、本通信サービスが利用できない期間が生じると、全庁的な業務遂行に著しい支障をきたすものである。

本通信サービスは、令和7年3月31日の契約期間満了に伴い、入札による次期事業者の決定を予定していたところ、入札方法や契約方法を急遽変更する必要が生じたことから、本通信サービス利用における区分2庁舎回線の 신설・変更、廃止手続き等の運用についても見直す必要があり、本市全体の業務遂行に影響があるため各局等との調整及び仕様等の検討に時間を要することとなった。

入札による次期事業者が新しい回線事業者になった場合、本通信サービスを利用している拠点数は290以上あるため、令和8年3月31日までに全拠点の回線切り替えを完了させるとなると敷設工事等の期間は6ヵ月以上かかる見込みである。

上記の敷設工事の期間を十分に確保せずに調達を実施した場合、応札業者が限られ、十分に競争性が働いた価格にならず、本市にとって不利な状況となる。入札による次期事業者が決定するまでの間、現行契約業者である株式会社オプテージと契約することが、本市にとって有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約を締結するものである。

なお、敷設工事の期間を確保した次期回線の入札スケジュール（令和7年8月を予定）を勘案すると、現行の通信サービスを1年間継続利用しながら、次期回線事業者の調達事務を行う必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

各種機体部品 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の補修用機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。

当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製であり、補修用機体部品の販売について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」2000 時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本件は、ヘリコプター「なにわ」(エアバスヘリコプターズ式 AS365N3 型) に対して実施するもので、耐空検査受検のために必要となる点検整備作業を行うものである。

ヘリコプターの運航にあたっては、年に 1 回有効な耐空証明書を取得する必要があり、そのためには 2000 時間以下点検及び不具合箇所の修理並びにサービスブリテン (SB) 等を実施することが前提となる。

また、本作業の実施にあたっては、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を担っているヘリコプターの運用を休止することになるため、これらの作業を同時に行い、運用休止期間を可能な限り短くしなければならない。

上記業者は、ヘリコプター「なにわ」の新規組立てを行った者であり、機体製造メーカーであるエアバスヘリコプターズ社から機体及びメインローター・ブレードの修理認定を受けており、本業務を同時に行うことのできる本邦唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (航空隊) (電話番号 072-992-4900)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川消防署昇降機昇降路前防火戸修理

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の昇降機昇降路前防火戸（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本補修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器用面体 買入

2 契約の相手方

真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体、着用者の顔に密着させる面体で構成され、火災現場等の煙が充満しているような呼吸をすることが困難な環境でも、ボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器である。当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

- 1 当局ではエア・ウォーター防災株式会社製の「ライフゼムA 1-12 OS型」の空気呼吸器を保有しており、当該空気呼吸器本体に装着し、正常に使用できること
- 2 締め紐は、すべての箇所が締め付け調節可能であること
- 3 首かけ紐は、面体を迅速に着装できるよう最下部のバックル部分に取り付けられていること
- 4 首かけ紐にあっては、長さ調節可能であること

必要な性能を満たす空気呼吸器用面体は、エア・ウォーター防災株式会社製の「CX面体 OS型」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品及び消耗品の販売、修理については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区唯一の総代理店である株式会社重松製作所から認定された、大阪市における唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能であるため、上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6508）